

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号) (第一条関係)	1
○実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号) (第二条関係)	3
○意匠法施行令(昭和三十五年政令第十八号) (第三条関係)	11
○商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号) (第四条関係)	12
○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号) (第五条関係)	13
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号) (第六条関係)	14
○組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号) (第七条関係)	16
○住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号) (第八条関係)	18
○特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号) (第八条関係)	19
○弁理士法施行令(平成十二年政令第三百八十四号) (第八条関係)	20
○資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号) (第八条関係)	21
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成十五年政令第四百八号) (第八条関係)	22
○信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号) (第八条関係)	23
○有限責任事業組合契約に関する法律施行令(平成十七年政令第二百六十九号) (第八条関係)	24

改 正 案

現 行

（特許料）

第八条の二 特許法第百七条第一項の六万千六百円を超えない範囲内で政令で定める額及び四千八百円を超えない範囲内で政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる各年の区分に従い、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる額とする。

（新設）

第一年から第三年まで	四千三百円	三百円
第四年から第六年まで	一万三百円	八百円
第七年から第九年まで	二万四千八百円	千九百円
第十年から第二十五年まで	五万九千四百円	四千六百円

（特許料の減免）

第十二条 特許庁長官は、第九条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のうち、第一年から第三年までの各年分については免除し、第四年から第十年までの各年分についてはその金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（特許料の減免）

第十二条 特許庁長官は、第九条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料については免除し、同項の規定による第四年から第十年までの各年分の特許料についてはその金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

2 特許庁長官は、第九条第一号ハ若しくはニに掲げる要件に該当する者又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料のうち、第一年から第十年までの各年分の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

3 特許庁長官は、第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料のうち、第一年から第十年までの各年分の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

4 特許庁長官は、第十条第四号又は第五号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料のうち、第一年から第十年までの各年分の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

5 特許庁長官は、第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料のうち、第一年から第十年までの各年分の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

6 (略)

2 特許庁長官は、第九条第一号ハ若しくはニに掲げる要件に該当する者又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

3 特許庁長官は、第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

4 特許庁長官は、第十条第四号又は第五号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

5 特許庁長官は、第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

6 (略)

改正案

（登録料）

第一条 実用新案法（以下「法」という。）第三十一条第一項の一万八千百円を超えない範囲内で政令で定める額及び九百円を超えない範囲内で政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる各年の区分に従い、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる額とする。

第一年から第三年まで	二千百円	百円
第四年から第六年まで	六千百円	三百円
第七年から第十年まで	一万八千百円	九百円

現行

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例）

第一条 実用新案法（以下「法」という。）第四十八条の十六第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第四十八条の六第一項及び第二項、法第四十八条の七第一項	国際出願日	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日
法第四十八条の八第三項、法第四十八条の十第三項、法第四十八条の十三の二	第四十八条の四第一項の国際出願日	
法第四十八条の十四	同項の国際出願日	
法第四十八条の	国内処理基準時の属す	経済産業省令で定め

七第一項及び第二項	る日まで	る期間内
法第四十八条の九、法第四十八条の十第四項	第四十八条の四第一項又は	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日又は
法第四十八条の十第一項	並びに第九条第二項の規定は	の規定は
法第四十八条の十第四項	と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と	と
若しくは	第四十八条の四第六項若しくは	第四十八条の十六第四項に規定する決定の時若しくは
若しくは	第四十八条の四第一項若しくは	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若し



読み替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例)

第三条 法第四十八条の十六第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

特許法第百八十四 条の十四	国内処理基準時の属する日後		<p>項</p> <p>第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国内処理基準時を経過した後</p> <p>定する決定の後</p>
------------------	---------------	--	--

(新設)

<p>法第四十八条の六第一項及び第二項、法第四十八条の七第一項</p>	<p>国際出願日</p>	<p>第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日</p>
<p>法第四十八条の八第三項、法第四十八条の十第三項、法第四十八条の十二の二</p>	<p>第四十八条の四第一項の国際出願日</p>	
<p>法第四十八条の十四</p>	<p>同項の国際出願日</p>	
<p>法第四十八条の七第一項及び第二項</p>	<p>国内処理基準時の属する日まで</p>	<p>経済産業省令で定める期間内</p>
<p>法第四十八条の九、法第四十八条の十第四項</p>	<p>第四十八条の四第一項又は</p>	<p>第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日又は</p>
<p>法第四十八条の十第一項</p>	<p>並びに第九条第二項の規定は</p>	<p>の規定は</p>



<p>法第四十八条の 十二</p>	<p>法第四十八条の 十第四項</p>
<p>第四十八条の四第一項 に規定する国内書面提出 期間内（同条第六項 に規定する国内処理の 請求をした場合にあつ ては、その国内処理の 請求の時まで）</p>	<p>と、「出願公開」とあ るのは「千九百七十年 六月十九日にワシント ンで作成された特許協 力条約第二十一条に規 定する「国際公開」と 第四十八条の四第六項 若しくは 第四十八条の四第一項 若しくは</p>
<p>第四十八条の十六第 四項に規定する決定 の日から経済産業省 令で定める期間内</p>	<p>と 第四十八条の十六第 四項に規定する決定 の時若しくは 第四十八条の十六第 四項に規定する国際 出願日となつたもの と認められる日若し くは</p>

<p>法第四十八条の十三</p>	<p>第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過した後</p>	<p>第四十八条の十六第四項に規定する決定の後</p>
<p>法第四十八条の十四</p>	<p>第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願</p>	<p>外国語でされた国際出願</p>
<p>特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第八十四条の九第六項</p>	<p>特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの</p>	<p>実用新案権の設定の登録がされた出願に係るもの</p>
<p>特許法第八十四条の十二第一項</p>	<p>日本語特許出願については第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項又は第四項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、か</p>	<p>実用新案法第四十八条の十六第四項に規定する決定の後</p>

<p>特許法第百八十四          条の十四</p>		<p>国内処理基準時の属する日後</p>	<p>つ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後</p>
<p>(特許法施行令の準用)          第四条 (略)          2          4 (略)</p>			
<p>(特許法施行令の準用)          第三条 (略)          2          4 (略)</p>			

○意匠法施行令（昭和三十五年政令第十八号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（登録料）</p> <p>第一条 意匠法第四十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる各年の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一年から第三年まで 八千五百円</p> <p>二 第四年から第二十五年まで 一万六千九百円</p> <p>（特許法施行令の準用）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>2 1  </p> <p>3（略）</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（登録料）</p> <p>第四条 商標法第四十条第一項の政令で定める額は、三万二千九百円とする。</p> <p>2  商標法第四十条第二項の政令で定める額は、四万三千六百円とする。</p> <p>第五条 商標法第四十一条の二第一項の政令で定める額は、一万七千二百円とする。</p> <p>2  商標法第四十一条の二第七項の政令で定める額は、二万二千八百円とする。</p> <p>第六条 商標法第六十五条の七第一項の政令で定める額は、三万二千九百円とする。</p> <p>2  商標法第六十五条の七第二項の政令で定める額は、三万七千五百円とする。</p> <p style="text-align: center;">（特許法施行令の準用）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（特許法施行令の準用）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（国際意匠登録出願の個別指定手数料）</p> <p>第二条の三 意匠法第六十条の二十一第一項の政令で定める額は、七万四千六百円とする。</p> <p>2  意匠法第六十条の二十一第二項の政令で定める額は、八万四千五百円とする。</p> <p>（個別指定手数料の返還の額）</p> <p>第二条の四 （略）</p> <p>（国際登録に基づく商標権の個別手数料）</p> <p>第三条の二 商標法第六十八条の三十第一項第一号の六千円を超えない範囲内で政令で定める額は二千七百円とし、同号の一万五千円を超えない範囲内で政令で定める額は八千六百円とする。</p> <p>2  商標法第六十八条の三十第一項第二号の政令で定める額は、三万二千九百円とする。</p> <p>3  商標法第六十八条の三十第五項の政令で定める額は、四万三千六百円とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（個別指定手数料の返還の額）</p> <p>第二条の三 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>(手数料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 第十八条第二項本文の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第十八条第二項の表一の項第二欄に掲げる者 イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p>イ 第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合 一件につき十六万円</p> <p>ロ 第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき十八万六千円</p> <p>二 第十八条第二項の表二の項第二欄に掲げる者 一件につき一万七千円</p> <p>三 第十八条第二項の表三の項第二欄に掲げる者 イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p>イ 第十八条第二項の表三の項第二欄イに掲げる場合 一件につき三万四千円</p> <p>ロ 第十八条第二項の表三の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき六万九千円</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第八条第四項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 第十八条第二項本文の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第十八条第二項の表一の項第二欄に掲げる者 イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p>イ 第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合 一件につき八万円</p> <p>ロ 第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき十六万六千円</p> <p>二 第十八条第二項の表二の項第二欄に掲げる者 一件につき一万円</p> <p>三 第十八条第二項の表三の項第二欄に掲げる者 イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p>イ 第十八条第二項の表三の項第二欄イに掲げる場合 一件につき二万六千円</p> <p>ロ 第十八条第二項の表三の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき五万八千円</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第八条第四項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。</p>

- 一 法第八条第四項第一号に掲げる場合 十万五千円
- 二 法第八条第四項第二号に掲げる場合 十六万八千円
- 7 法第十二条第三項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額に国際予備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。
- 一 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 二万八千円
- 二 法第十二条第三項第二号に掲げる場合 四万五千円
- 8 (略)

- 一 法第八条第四項第一号に掲げる場合 六万円
- 二 法第八条第四項第二号に掲げる場合 十二万六千円
- 7 法第十二条第三項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額に国際予備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。
- 一 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 一万五千円
- 二 法第十二条第三項第二号に掲げる場合 三万四千円
- 8 (略)



改正案

(特則)		
第二十六条 (略)		
2 第十七条第一項ただし書の規定は、外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、 <u>弁護士法人又は弁理士法人</u> の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のものの氏、名又は住所の変更の登記について準用する。 3 25 (略)		
別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）		
(削る)	(削る)	(削る)
名称	根拠法	登記事項
(略)	(略)	(略)

現行

(特則)		
第二十六条 (略)		
2 第十七条第一項ただし書の規定は、外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、 <u>特許業務法人又は弁護士法人</u> の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のものの氏、名又は住所の変更の登記について準用する。 3 25 (略)		
別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）		
(削る)	(削る)	(削る)
名称	根拠法	登記事項
(略)	(略)	(略)
特許業務法人	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	社員（特許業務法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法と

(略)	弁理士法人	弁護士法人	(略)	
(略)	弁理士法(平成十 二年法律第四十九 号)	(略)	(略)	
(略)	子公告関係事項	社員(弁理士法人を代表すべき 社員を除く。)の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定 めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法と する旨の定めがあるときは、電 子公告関係事項	(略)	

(略)	(新設)	弁護士法人	(略)	
(略)	(新設)	(略)	(略)	
(略)	(新設)	(略)	(略)	する旨の定めがあるときは、電 子公告関係事項

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務） 第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 弁理士（<u>弁理士法人</u>を含む。）にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第二項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（<u>弁理士法人</u>については、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）</p>	<p>（法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務） 第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 弁理士（<u>特許業務法人</u>を含む。）にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（<u>特許業務法人</u>については、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）</p>

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一〇四十（略） 四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号） 第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する弁理士法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供 四十二〇五十一（略）</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一〇四十（略） 四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号） 第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する特許業務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供 四十二〇五十一（略）</p>

○弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（弁理士又は<b>弁理士法人</b>でない者の業務の制限の解除）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（弁理士又は<b>弁理士法人</b>でない者が作成を業とすることができない書類等）</p> <p>第八条（略）</p>	<p>（弁理士又は<b>特許業務法人</b>でない者の業務の制限の解除）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（弁理士又は<b>特許業務法人</b>でない者が作成を業とすることができない書類等）</p> <p>第八条（略）</p>

改正案	現行
<p>（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十条第一項第八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 弁理士又は弁理士法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 弁理士法人にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>四（略）</p>	<p>（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十条第一項第八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>四（略）</p>

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（他人の依頼を受けて申請等を行う者が所属する団体等）  
 第十一条 法第十七条第五項第一号の政令で定める団体は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該団体に係る同項の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる団体ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（他人の依頼を受けて申請等を行う者が所属する団体等）  
 第十一条 法第十七条第五項第一号の政令で定める団体は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該団体に係る同項の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる団体ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

改正案		現行	
(略)	(略)	(略)	(略)
日本弁理士会	弁理士 弁理士法人	日本弁理士会	弁理士 特許業務法人

改正案	現行
<p>（信託財産に属する財産に関する事項の調査を行う者） 第十五条の五 法第五十条の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 弁理士又は<u>弁理士法人</u>であつて、次に掲げる者以外の者（信託財産が知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権（以下この号において同じ。）及び知的財産権のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ <u>弁理士法人</u>にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>六 （略）</p>	<p>（信託財産に属する財産に関する事項の調査を行う者） 第十五条の五 法第五十条の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 弁理士又は<u>特許業務法人</u>であつて、次に掲げる者以外の者（信託財産が知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権（以下この号において同じ。）及び知的財産権のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ <u>特許業務法人</u>にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>六 （略）</p>



改正案	現行
<p>（その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務）</p> <p>第一条 有限責任事業組合契約に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項第一号に規定するその性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項、第五条第一項、第六条及び第六条の二第一項に規定する業務並びに同法第七十五条の規定により弁理士又は弁理士法人でない者が行うことができない業務</p>	<p>（その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務）</p> <p>第一条 有限責任事業組合契約に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項第一号に規定するその性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項、第五条第一項、第六条及び第六条の二第一項に規定する業務並びに同法第七十五条の規定により弁理士又は特許業務法人でない者が行うことができない業務</p>